

## 豊島区男女平等推進センター無線 LAN 利用規約

(案)

(目的)

第1条 この規約は、施設利用者が情報を取得及び発信するための利便性の向上を図るために豊島区男女平等推進センター(以下「本センター」という。)が整備した無線によるインターネット接続環境(以下「無線LAN」という。)の利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(管理責任者の設置等)

第2条 無線LANの適正な管理を行うため、無線LAN管理責任者(以下「管理責任者」という。)を置くものとする。

2 管理責任者は、豊島区男女平等推進センター所長をもって充てる。

(サービスの内容)

第3条 無線LANを利用することができる者(以下「利用者」という。)は、本センター研修室1及び研修室2において当該無線LANを利用してインターネットに接続することができる。

(利用者の資格)

第4条 利用者は、本センター研修室1及び研修室2を利用する者とする。

(無線LANの利用)

第5条 利用者は、サービスの利用にあたり必要となる端末及び電源を準備するものとする。

2 無線LANの利用料金は、無料とする。

3 無線LANを利用するための通信機器等の設定及び操作は利用者が行うものとする。

4 利用者は、無線LANの利用に際し、不正アクセス行為の禁止等に関する法律(平成11年法律第128号)その他関係法律等を遵守しなければならない。

5 無線LANの利用者は、他者の迷惑とならないよう配慮して利用するものとする。

(利用の停止)

第6条 管理責任者は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、事前に通知することなく、直ちに当該利用者の利用を停止することができる。

(1) 第7条で禁止している事項に該当する行為を行った場合

(2) 前号に掲げる場合のほか、本規約に違反した場合

(3) その他利用者として不適切であると管理責任者が判断した場合

(禁止事項)

第 7 条 利用者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 他の利用者、第三者若しくは豊島区の著作権又はその他の権利を侵害する行為及び侵害するおそれのある行為
  - (2) 他の利用者、第三者若しくは豊島区の財産又はプライバシー権を侵害する行為及び侵害するおそれのある行為
  - (3) 前2号に掲げる場合のほか、他の利用者若しくは豊島区に不利益又は損害を与える行為及び与えるおそれのある行為
  - (4) 誹謗中傷する行為
  - (5) 公序良俗に反する行為又はそのおそれのある行為若しくは公序良俗に反する情報を提供する行為
  - (6) 犯罪的行為又は犯罪的行為に結び付く行為若しくはそのおそれのある行為
  - (7) 選挙期間中であるか否かを問わず、選挙運動又はこれに類する行為
  - (8) 性風俗、宗教又は政治に関する行為
  - (9) ユーザID及びパスワードを不正に使用する行為
  - (10) コンピュータウイルス等の有害なプログラムを無線LANを通じて、又は無線LANに関連して使用し、又は提供する行為
  - (11) 通信販売、連鎖販売取引、業務提供誘引販売取引その他の目的で特定又は不特定多数に大量のメールを送信する行為
  - (12) ファイル共有ソフトの使用及び著しく大量なデータの通信
  - (13) ゲーム・電子商取引等公共の施設では相応しくない行為
  - (14) 音声又は著しく大きな端末の操作音の発生による他の施設利用者への迷惑行為
  - (15) 前各号に掲げるもののほか、法令に違反し、若しくは違反するおそれのある行為又は本センターが不適切であると判断する行為
- 2 前項各号に該当する利用者の行為によって豊島区、利用者本人及び第三者に損害が生じた場合は、利用者は、利用後であっても、全ての法的責任を負うものとし、豊島区及び本センターは、一切の責任を負わないものとする。

(運用の中止)

第 8 条 管理責任者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、無線LANの利用を中止できるものとする。

- (1) 無線LANのシステムの保守又は工事を定期的又は緊急に行う場合
- (2) 戦争、暴動、騒乱、労働争議、地震、噴火、洪水、津波、火災、停電その他の非常事態により、無線LANの運用が通常どおりできなくなった場合
- (3) 無線LANのシステムに係る設備やネットワークの障害等、やむを得ない事由がある場合
- (4) その他管理責任者が無線LANの運用上、一時的な中断が必要であると判断した場合

- 2 無線LANの利用の中止等により、利用者又は第三者が被ったいかなる損害についても、理由を問わず、豊島区及び本センターは、一切の責任を負わないものとする。

(免責)

第9条 管理責任者は、無線LANのサービスの内容及び利用者が無線LANを通じて得る情報等について、その完全性、正確性、確実性、有用性等につき、いかなる保証も行わないものとする。

- 2 無線LANのサービスの提供、遅滞、変更、中止又は廃止、無線LANサービスを通じて登録、提供又は収集された利用者の情報の消失、利用者のコンピュータのコンピュータウイルス感染等による被害、データの破損、漏洩その他無線LANに関連して発生した利用者の損害について、豊島区及び本センターは、一切責任を負わないものとする。
- 3 利用者がインターネット上で利用した有料サービスについては、その理由にかかわらず、当該利用者が費用を負担するものとする。
- 4 無線LANへの接続に係る利用者の機器の設定は、利用者が行うものとする。無線LAN接続可能機器の種類、基本ソフトウェア、ソフト、Webブラウザ等によって、無線LANを利用できない場合があっても、豊島区及び本センターは、一切責任を負わないものとする。
- 5 利用者が無線LANを利用したことにより、他の利用者や第三者との間に生じた紛争等について、豊島区及び本センターは、一切の責任を負わないものとする。
- 6 本センターは、無線LANの利用に関し、法令又は政府若しくは裁判所の指示等により利用者の個人情報の開示を請求された場合は、当該請求の範囲内において当該個人情報を開示することができるものとする。

(本規約の変更)

第10条 管理責任者は、利用者の承諾を得ることなく、この規約を変更することができる。

附則

本規約は、令和4年11月●日から施行する。